

仕事におけるハラスメント対策 ～ 法改正によって必要となる取組 ～

「女性活躍・ハラスメント規制法」が今年5月に成立し、事業主によるパワハラ防止のための措置義務、セクハラ等防止に関する事業主・労働者の責務の明確化など、仕事におけるハラスメント防止対策が新たに盛り込まれ、来年6月5日までに施行されることとなりました。

この講座では、ハラスメント対策について詳しい専門家の講師をお招きし、仕事におけるハラスメント全般の現状や課題などを解説していただくとともに、法改正によって何がかわるのか、どのような取組を事業主や労働者が行う必要があるのかなど、法改正のポイントについてお話しいただきます。是非ご参加ください。

■ 講師

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労使関係部門

副主任研究員 ないとう しの 内藤 忍 氏



【プロフィール】

2006年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得

2006年 (独)労働政策研究・研修機構 研究員

【専門分野】

労働法（特に、職場のハラスメント問題）

【参加委員会等】

厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査検討委員会」委員

厚生労働省「ハラスメント対策企画委員会」座長

厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」委員 などを歴任

【主な著作】

「職場のハラスメントに関する法政策の実効性確保－労働局の利用者調査からみた均等法のセクシュアルハラスメントの行政救済に関する一考察」季刊労働法 260号（2018年） など

■ 日時・場所

会場	日 時	場 所	備 考
福山	令和元年 10月 29日（火） 13:30～15:30	福山市男女共同参画センター 大会議室 （広島県福山市西町 1-1-1 エフピコ RiM 地下 2F）	両会場の 内容は同じ
広島	令和元年 10月 30日（水） 13:30～15:30	メルパルク広島 5階「瀬戸」 （広島県広島市中区基町 6-36）	

■ 募集人員 各会場 50人

■ 受講料 広島県労働協会会員 無料
会員以外の方 各会場 1,000円（当日受付でお支払いください。）

■ 主催 広島県、広島県労働協会

■ 後援 広島市、福山市、広島商工会議所、福山商工会議所、広島県経営者協会

■ 申込先 広島県労働協会事務局（広島県商工労働局雇用労働政策課労働福祉グループ内）
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
ファクス 082-222-5521 電話 082-513-3411
メールアドレス syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

裏面の受講申込書に記入の上、開催日の一週間前までに電子メール、ファクス又は郵送でお申し込みください。受講票をお送りします。定員に達した場合は受講できないことがありますので、その時は御連絡します。

令和元年度 広島県労働情勢講座 受講申込書

広島県労働協会（広島県商工労働局雇用労働政策課内） 行き

ファクス 082-222-5521

メールアドレス syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※電子メールで申し込まれる場合は、表題を「広島県労働情勢講座申込」として、申込書のPDFを添付するか、申込書と同じ内容を記入してください。

【連絡先等】

企業、労働組合等の名称			
広島県労働協会会員、会員以外の別（該当区分に○をつけてください。）	広島県労働協会会員	労働協会会員以外の方 （当日受付で受講料をお支払ください。）	
所在地			
取りまとめ担当者の役職、氏名			
連絡先 電話番号は、必ず御記入ください。	電話		ファクス
	メールアドレス		

【受講希望者】

開催日、場所	出席者役職、氏名	
令和元年 10/29（火） 福山会場 福山市男女共同 参画センター	（役職）	（氏名）
	（役職）	（氏名）
	（役職）	（氏名）
令和元年 10/30（水） 広島会場 メルパルク広島	（役職）	（氏名）
	（役職）	（氏名）
	（役職）	（氏名）

※記入いただいた個人情報は、広島県労働協会及び広島県の事業案内のみに利用し、その他の利用はいたしません。

（福山会場）



電話 084-973-8895

- ・駐車料金は150円/30分（1時間分無料）
- ・各店で買物等した場合、もう1時間30分無料

（広島会場）



電話 082-222-8501

- ・メルパルク広島の駐車場（230円/30分）がありますが、収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。